福井県報

号外第67号
令和8年
10月13日(火)
火曜日発行

―― 目　次 ――

（※は県例規集登載事項）

条　例

※福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（３５・港湾空港課）……2

※福井県建築基準条例の一部を改正する条例（３６・建築住宅課）……4

本号で公布する条例のあらまし

◇福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第３５号　港湾空港課）

１　敦賀市の井の口地区小型船舶係留場における陸上保管施設の供用開始に伴い、使用料を定めることとした。（別表関係）

２　この条例は、令和９年４月１日から施行することとした。

◇福井県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第３６号　建築住宅課）

１　自動車車庫および自動車修理工場に関する基準を緩和するため、所要の改正を行うこととした。（第９条から第１２条関係）

２　この条例は、公布の日から施行することとした。

条　　例

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１３日

福井県知事　石田　嵩人

福井県条例第３５号

福井県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

福井県港湾施設管理条例（昭和３７年福井県条例第４５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表第１（第５条、第９条関係）

施設名	使用料算定基礎	使用料
１　（略）	（略）	（略）
２　桟橋、物揚場または船揚場	総トン数１トンにつき（係留時間２４時間につき。ただし、係留時間が２４時間を超える場合は、その超える時間１２時間ごとに使用料の額の半額を加算する。）	３円
	漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第２条第２項に規定する漁業者が漁業を営むために使用する場合１回につき	水揚げ金額の１，０００分の０．５
	プレジャーボートを水上で保管する場合 艇長５メートル未満のもの １隻１月につき	６，０００円
	艇長５メートル以上６メートル未満のもの １隻１月につき	７，０００円
	艇長６メートル以上７メートル未満のもの １隻１月につき	８，０００円
	艇長７メートル以上８メート	

改正前

別表第１（第５条、第９条関係）

施設名	使用料算定基礎	使用料
１　（略）	（略）	（略）
２　桟橋または物揚場	総トン数１トンにつき（係留時間２４時間につき。ただし、係留時間が２４時間を超える場合は、その超える時間１２時間ごとに使用料の額の半額を加算する。）	３円
	漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第２条第２項に規定する漁業者が漁業を営むために使用する場合１回につき	水揚げ金額の１，０００分の０．５
	プレジャーボートを係留する場合 艇長５メートル未満のもの １隻１月につき	６，０００円
	艇長５メートル以上６メートル未満のもの １隻１月につき	７，０００円
	艇長６メートル以上７メートル未満のもの １隻１月につき	８，０００円
	艇長７メートル以上８メート	

	ル未満のもの １隻１月につき 艇長８メートル以上のもの １隻１月につき プレジャーボートを陸上で保管する場合 艇長５メートル未満のもの １隻１月につき 艇長５メートル以上６メートル未満のもの １隻１月につき 艇長６メートル以上７メートル未満のもの １隻１月につき 艇長７メートル以上８メートル未満のもの １隻１月につき 艇長８メートル以上のもの １隻１月につき	９，０００円 ９，０００円に、８メートルを超える艇長１メートルまでごとに３，０００円を加算した額 ５，０００円 ５，９００円 ６，７００円 ７，５００円 ７，５００円に、８メートルを超える艇長１メートルまでごとに２，５００円を加算した額
３～１１　（略）	（略）	（略）

備考
１～７　（略）

	ル未満のもの １隻１月につき 艇長８メートル以上のもの １隻１月につき	９，０００円 ９，０００円に、８メートルを超える艇長１メートルまでごとに３，０００円を加算した額
３～１１　（略）	（略）	（略）

備考
１～７　（略）

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

福井県建築基準条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１０月１３日

福井県知事　石田　嵩人

福井県条例第３６号

福井県建築基準条例の一部を改正する条例

福井県建築基準条例（昭和３６年福井県条例第２１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章～第２章の２　（略） 第３章　特殊建築物 第１節・第２節　（略） 第３節　自動車車庫および自動車修理工場（第９条―第１２条） 第４節・第５節　（略） 第４章～第７章　（略） 附則	目次 第１章～第２章の２　（略） 第３章　特殊建築物 第１節・第２節　（略） 第３節　自動車の車庫および修理工場（第９条―第１２条） 第４節・第５節　（略） 第４章～第７章　（略） 附則
第３節　自動車車庫および自動車修理工場	第３節　自動車の車庫および修理工場
（自動車の出入口） 第９条　自動車車庫（消防の用に供する自動車車庫、一戸建ての住宅（住宅以外の用途に供する部分を有するものを除く。）に附属する自動車車庫および床面積の合計が５０平方メートル以下の自動車車庫を除く。）および自動車修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。	（自動車の出入口） 第９条　自動車の車庫（消防の用に供する自動車の車庫および床面積の合計が５０平方メートル以下の自動車の車庫を除く。）および修理工場の敷地の自動車の出入口は、次の各号のいずれかに該当する道路に面して設けてはならない。
⑴～⑷　（略）	⑴～⑷　（略）
２　前項に規定する敷地に、当該敷地に設けようとする自動車の出入口が面する道路との境界線に沿い、当該道路の幅員と合わせた幅が６メートル以上となる空地を設けた場合においては、同項（第１号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。	
（前面空地） 第１０条　自動車車庫および自動車修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行１メートル以上の空地（前条第２項に規定する場合にあっては、同項の空地と合算して奥行１メートル以上となる空地）を設けなければならない。ただし、	（前面空地） 第１０条　自動車の車庫および修理工場の自動車の出入口の前面には、奥行１メートル以上の空地を設けなければならない。

当該自動車の出入口の構造が、当該自動車の出入口の敷地と当該自動車の出入口が面する道路との境界線から２メートル後退した自動車の車路の中心線上１．４メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ６０度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるものである場合は、この限りでない。	
第１１条および第１２条　削除	（上階を有する車庫等の構造） 第１１条　その用途に供する部分の床面積が１００平方メートルを超える自動車の車庫および修理工場で、直上階の床面積が１００平方メートルを超えるものまたは直上に２以上の階があるものは、その用途に供する部分を耐火構造とし、その他の部分との区画の開口部には特定防火設備を設けなければならない。 （他の用途部分との区画） 第１２条　前条に規定する場合を除くほか、建築物の一部に自動車の車庫または修理工場を設ける場合は、その部分とその他の部分とを、準耐火構造とした壁または法第２条第９号の２ロに規定する防火設備（以下「防火設備」という。）で区画しなければならない。
（火たき場） 第１５条　公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料で覆い、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料で覆い、および開口部には法第２条第９号の２ロに規定する防火設備を設けなければならない。	（火たき場） 第１５条　公衆浴場の火たき場は、床を耐火構造とするほか、室内に面する壁を準耐火構造とし、または不燃材料でおおい、直上階の床（直上階を有する場合に限る。）を準耐火構造とし、または天井を不燃材料でおおい、および開口部には防火設備を設けなければならない。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

発行人　〒910-8580　福井県福井市大手３丁目17番１号　福　井　県